

発行団体の起債運営

第5回 投資家懇談会資料

平成20年5月27日

川崎市 財政局 財政部 資金課

協議制度と発行の関係(1)

- 協議制度移行後の大きな変更点
 - 許可制度では許可前発行が可能であったが、協議制度移行に伴い原則として借換債を除き**発行前に同意を得る**こととされた。協議制度となつてとりわけ影響を受けたのは新規事業としてのみ発行可能な30年債である。(地方債の最大償還年限は30年)
-

協議制度と発行の関係(2)

● 上半期の超長期債発行への影響

- 前述のとおり地方債は必ず発行前に総務省の同意(許可)を受ける必要があり、4月から発行するためには3月中に決算見込みでの実質公債費比率などの指標を算定したうえで同意(許可)の申請をすることになるが、当該時期に決算を見極めることは極めて困難であることと、年度当初は事業執行中または未着手のことが多く財源としての市債所要額が確定しないことから同意申請が困難なため、**上半期の地方債30年債発行は極めて難しく**、したがって上半期の地方債は借換債としての20年債が最も償還期間の長いものとなる。
-

協議制度と発行の関係(3)

● 川崎市の超長期債の取組み

- 川崎市では平成18・19年度ともに、決算確定後、最も早く起債額が確定する臨時財政対策債に充当する30年債を発行した。今後も可能な限り早期に同意(許可)をとり、起債発行の自由度を確保したいと思慮。

→ 参考資料 地方債償還の概略図(別紙)

銀行等引受債の役割(1)

● 銀行等引受債の必要性

- 近年は地方債の公募化が促進されているが、地方公共団体の起債の年間発行総額は公共事業の執行額によって確定し、これが概ね確定されるのは年度末の3月末であり起債総額も同時期に確定する。このため起債総額の調整としての銀行等引受債の必要性は依然として存在する。
 - 銀行等引受債は非公募発行団体の資金調達などもあり、年間を通じて一定の発行があるが、**決算調整の関係から3月ないし5月に起債が集中する傾向にある。**
-

銀行等引受債の役割(2)

● 川崎市の考え方

- 川崎市においても起債総額の調整のため、毎年一定の銀行等引受債を発行している。
 - 水江町土地の買戻しや武蔵小杉のホテル建設といった利払いを進出企業の賃貸料で賄う転貸債など、償還と賃貸料のバランス調整が必要な事業への活用ためや、公的資金減少に伴う定時償還債減少への対応として、全体の償還バランスを考慮し定時償還を選択している。
 - 条件決定については入札がメインとなるが、年限の選択などについては、市場公募債とのバランスを考慮しながら決定している。
-

川崎市の発行計画

● 川崎の発行計画の考え方

- 定期的な発行・償還が地方債の信用拡大につながることから、今後も中期・長期・超長期債をバランスよく発行してまいりたい。
 - とりわけ超長期債については発行の歴史が浅いことから、市場に認識されるよう、継続発行を図りたい。
 - 協議の関係を踏まえつつ、川崎市債全体での毎月の平準発行を考慮した計画を策定する。
 - 川崎市の起債は市場公募がメインとしたうえで、銀行等引受債については、その役割を踏まえた発行をする。
-

平成20年度 川崎市市債発行計画案(当初予算ベース)

(単位:億円)

区 分			発行年限 構成比	発行 総額	20年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年	2月	3月	時期未定	
					4月									1月			4月	5月
市場公募債	川崎市個別発行	全国型市場公募地方債	5年	350			100			150				100				
		全国型市場公募地方債	10年	100								100						
		全国型市場公募地方債 (年間スポット発行分)	20年	100	← 年度スポット発行 →												100	
		全国型市場公募地方債	20年	100	← 上半期スポット発行 →													
		全国型市場公募地方債	20年又は30年	100	← 下半期スポット発行 →													
	小 計			750			200			150	100	100		100				100
	共同発行市場公募地方債		10年	350	50	50		50	50				50		50	50		
	合 計		61.0%	1,100	50	50	200	50	50	150	100	100	50	100	50	50		100
銀行等引受債	証券発行又は証書発行		5年(一部4年)	122						3						30		89
	証券発行又は証書発行		10年	185						105								80
	証券発行又は証書発行		超長期	261							161							100
	合 計		31.5%	568						108	161					30		269
民間資金(市場公募＋銀行等引受)			92.5%	1,668	50	50	200	50	50	258	261	100	50	100	50	80		369
						上半期	658						下半期	641				
公的資金			7.5%	134												104		30
全会計合計			100.0%	1,802	50	50	200	50	50	258	261	100	50	100	50	184		399

※金利リスクを回避するため発行年限のバランス化を図ります。

中期、長期、超長期の構成比

26.6% (28.4%)

35.2% (37.9%)

38.1% (33.7%)

※公募債の一定規模を維持しつつ、銀行等引受債の市場化を図ります。

民間資金(市場公募債、銀行等引受債)の構成比

65.9% (77.9%)

34.1% (22.1%)

※公的資金の減少が見込まれる中、一定規模を確保します。

民間資金、公的資金の構成比

92.5% (89.8%)

7.5% (10.2%)

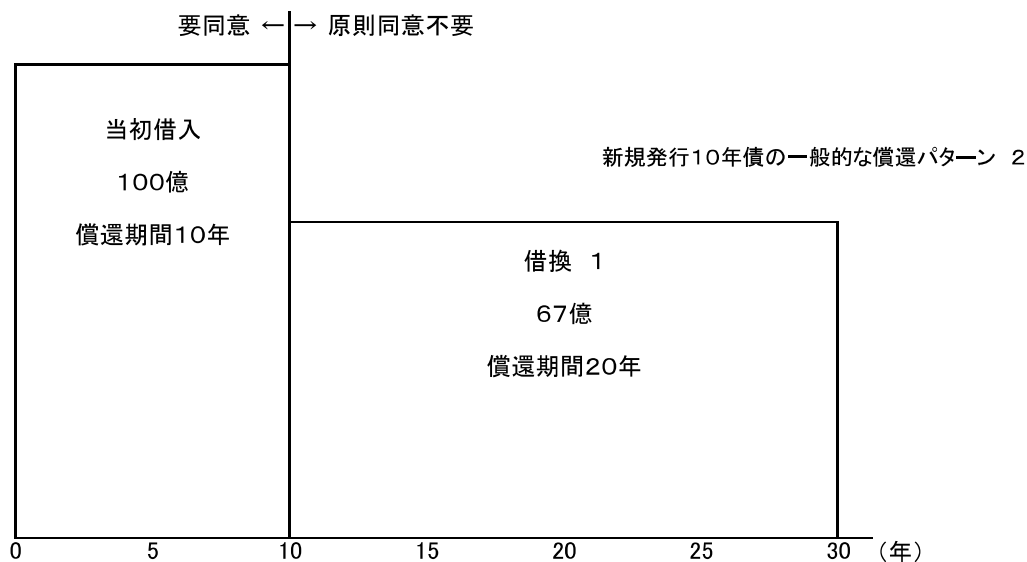
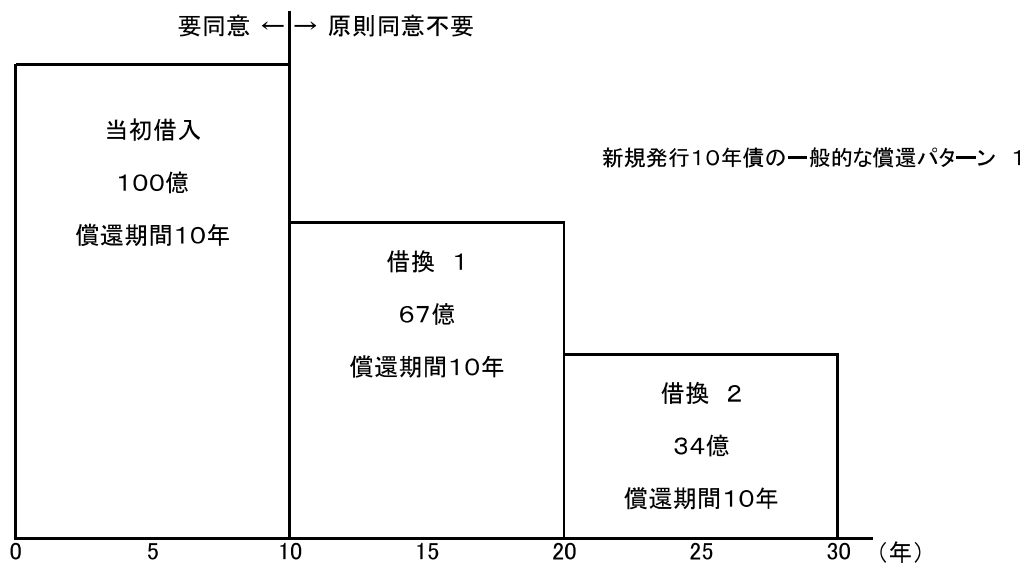
注:()内はH19の値

※上表は、今後の状況、調整により変更する場合があります。

※合計額欄は、単位未満の端数処理により各合計と合わない場合があります。

※公的資金:財政融資資金及び公営企業金融公庫資金、地方公営企業等金融機構資金

地方債償還の概略図



発行体の発行計画は、当該年度の借換額と新発債の総額を調整し作成される。

平成20年度における川崎市の発行の内訳

発行総額 1, 802億円						
借換債 791億				新発債 1, 011億		
20年債① 100億	20年債② 100億	10年債 100億	共同発行 350億		30年債 100億	公的資金 134億円
			借換債238億	新発債112億		
			5年債 350億			
			借換債250億	新発債100億		
			銀行等引受債 568億円			
			借換債3億	新発債565億		
市場公募債 1, 100億					銀行等引受債 568億	公的資金 134億